

## 通行料金後納制度利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社といいます。）のE T Cコーポレートカード利用約款に基づき、協同組合ビジパークおらが（以下「本組合」という）の組合員が三会社及びカード取扱道路管理者の管理する高速自動車国道について、通行料金後納制度の利用に関する必要な事項を定める。

### (利用者及び利用自動車の範囲)

第2条 本組合が扱う利用者は、本組合員とし、三会社の発行するE T Cコーポレートカード（以下「カード」という）の利用について適用する。

2 本組合が取扱う利用自動車は、本組合員が所有権又は使用权を有する自動車とする。

### (カード貸与手続)

第3条 高速自動車国道の通行料金後納の取り扱いを受けようとする者は、（以下「後納申請者」という）E T Cコーポレートカード利用申込書により、対象となる自動車の自動車検査証（写し）・E T C車載器セットアップ申込書・証明書（写し）など、必要書類を添えて本組合に提出する。

### (カードの貸与)

第4条 本組合は、三会社から貸与を受けたカードを「E T Cコーポレートカード納品書」により後納申請者に貸与する。

2 後納申請者は、前項の貸与を受けるまでに、所定の「預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」により通行料金の自動振替手続きを完了する。

### (カードの利用等)

第5条 カード利用者（以下「後納者」という）は、本組合から貸与を受けたカードを自己及び自己の使用人その他の従業員以外の者に利用させることは出来ない。

2 カードは、自動車検査証の所有者欄又は使用者欄に記載されている名義が、後納者と同一である車両で、本組合に届け出したもの以外の車両には利用出来ない。

3 カードが破損・摩耗・変形した場合は利用出来ない。

4 1枚のカードは、同時に2台以上の車両の通行料金の支払いには利用出来ない。

### (後納料金の支払)

第6条 本組合は、後納者に対し利用月ごとに「口座振替のご案内」により請求する。

2 前項の請求は、本組合が定めた割引額を差し引いた額とする。

3 後納者は、前項の請求額について、第4条第2項の方法により、利用月の翌々月26日（休日の場合は翌営業日）に支払う。

- 4 後納者が前項の支払い方法にて、支払いが出来なかった場合は、本組合は当該後納者に対して支払いを促す。
- 5 後納者は前項に基づき支払いを促された場合、当月の月末（休日の場合は前営業日）までに、本組合指定口座に振込みにて支払う。
- 6 後納者が前項の支払い期日までに支払いをしない場合、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、年利11.0%の割合を乗じて計算した金額を延滞金として、本組合に支払う。
- 7 前5項の支払期日を過ぎて本組合が支払不能と判断して場合は、当該後納者の社長及び役員個人の保証契約を行う場合もある。

（取扱手数料）

第7条 後納者は、次の各号のカード取扱手数料等を本組合に対して支払う。

- (1) 発行手数料（追加発行を含む） 1枚につき629円
- (2) 再発行手数料 1枚につき629円
- (3) カード事務費（利用月） 1社につき440円
- (4) 年間手数料（毎年1回） 1枚につき629円

2 前項の取扱手数料等の支払時期は、(1)及び(2)については、発行月の翌々月26日（休日の場合は翌営業日）、(3)については、利用月の翌々月26日（休日の場合は翌営業日）、(4)については、毎年6月26日（休日の場合は翌営業日）に、第4条第2項の方法により支払う。

3 本組合は、後納者から徴収した取扱手数料等を三会社に支払う。

（後納取扱停止）

第8条 本組合は、後納者が次の各号に該当した場合は、カードの利用停止を行うことが出来る。

- (1) 手形不渡、破産、和議、差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分、会社整理もしくは特別清算の申立てを受けた時、又は自ら申立てを行った時。
- (2) 第6条第5項の期日までに後納料金等の支払がなされない時、ただし、その後入金確認が出来次第、取扱停止の解除を行う。
- (3) カードの改変その他の手段により、料金の支払を免れようとした時。
- (4) カードの管理に重大な過失が認められた時。
- (5) 不正な方法で高速自動車道路を利用し摘発され、本組合の信用を著しく損なった時。
- (6) 後納者が三会社が管理する道路において、車両制限令に違反して有罪の裁判が確定した時。

2 前項各号の一に該当した後納者は、当該事犯によって本組合が損害を被った場合は弁償をしなければならない。

（カードの追加発行）

第9条 後納者は、使用車両の増車等により、カードの追加が必要な時は、「ETCコーポレートカ

ード追加発行申込書」により、追加発行を申込みことが出来る。

その場合、追加申請の対象となる自動車の自動車検査証（写し）及びETC車載器セットアップ申込書・証明書（写し）を添付しなければならない。

（カードの一部返却）

第10条 後納者は、次の各号に該当する場合、速やかに「ETCコーポレートカード返却届」と共に不要となったカードを本組合に返却しなければならない。

- （1）カード申請時に届出したカードに対応する車両が廃車となった場合。
- （2）後納者の事由により、カードの一部が不要となった時。

（カードの紛失）

第11条 後納者が、カードを紛失した時は、直ちに本組合に「ETCコーポレートカード紛失届」を提出しなければならない。

同時に、警察に紛失の届出を行い、届出警察署及び受理番号を本組合に連絡しなければならない。

- 2 紛失による損害及び責任は、後納者の負担とする。

（カードの再発行）

第12条 後納者は、カードを紛失、破損又は対応車両の入替等で再発行が必要な場合は、「ETCコーポレートカード再発行申込書」を提出しなければならない。

（カードの発見）

第13条 後納者は、紛失したカードを発見した場合、「ETCコーポレートカード発見届」を提出しなければならない。

本組合より連絡があるまで、該当カードを使用することは出来ない。

- 2 後納者が、すでにカードの再発行手続きを行っている場合は、「ETCコーポレートカード返却届」を添えて、すみやかに該当カードを本組合に返却しなければならない。

（カード利用の解約）

第14条 後納者は、事業の廃止その他の理由でカードは不要となった場合は、「ETCコーポレートカード返却届」を添えて、すみやかに該当カードを本組合に返却しなければならない。

- 2 本組合は、後納者からカードの利用解約の申出があった場合、後納料金の完済が確認でき次第、三会社に該当カードを返却する。

ただし、利用解約の事由の如何によっては、理事会に諮り、その承認を得て履行されるものとする。

（協力義務）

第15条 後納者は、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 交通事故の防止に関する事。
- (2) 交通マナーの向上に努める事。
- (3) 車両制限令の遵守に関する事。
- (4) その他、本組合及び三会社並びにカード取扱道路管理者が必要と認める事項。

(管轄裁判所)

第16条 カードの利用、後納料金の支払等、通行料金後納制度に関し争いが生じた時は、本組合本部所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(附則)

- 1 この通行料金後納制度利用規約は、令和1年11月8日より適用するものとする。
- 2 この通行料金後納制度利用規約は、三会社のETCコーポレートカード利用約款の改定がなされた場合は、すみやかにそれに準じて条項を加え又は削除することとする。

広島県福山市西新涯町1-14-29  
協同組合ビジパークおらが